薬物乱用防止教育のために
－指導参考事例集－

＝小学校版＝

令和８年１０月

大阪府教育委員会

大阪府

はじめに

全国的に若年者による大麻乱用の拡大状況が非常に深刻になっています。また、令和5年、本府における 20 歳未満の大麻事犯による検挙者は、統計を開始した 1992 年以降で最多となるとともに、全国でも最多となりました。

こども家庭庁が実施した令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると小学生の98%以上がインターネットを利用しており、違法薬物に関する情報がインターネットや SNS を通じて小学生にも届く恐れがあります。そのため、早期の薬物乱用防止教育が重要です。

これまでも、小学校の先生方には体育の授業等において薬物乱用防止教育を実施していただいております。また、学校薬剤師や警察官などの外部講師を招いた薬物乱用防止教室を積極的に実施していただいております。

このような状況を踏まえ、令和3年度に『高等学校版』、令和4年度に『中学校版』の指導参考事例集を作成してきました。今年度は新たに、小学校段階からの薬物乱用防止教育を有効かつ効率的に実施できるよう、『指導参考事例集　小学校版』を作成しました。

薬物乱用により、かけがえのない自分自身を傷つけ、将来の夢や目標を失う子どもが一人でも減るよう、積極的な活用をお願いします。

令和8年10月

大阪府教育庁　教育振興室　保健体育課

目　次

指導参考事例集　4

指導参考事例①：気を付けよう！くすりの正しい使い方　5

参考スライド　6

進行表　10

指導参考事例②：薬物乱用について考えよう　11

参考スライド　13

ロールプレイ・ワークシートの例　18

進行表　19

指導参考事例③：危険な薬物について知ろう　20

参考スライド　22

ワークシート例　24

進行表　25

◈ 本事例集の使い方 ◈

○「【Ⅰ】指導参考事例集」の「目標」、「ねらい」を確認し、どの事例（スライド）を活用するかを選ぶ。

○選んだ事例の「進行表」に沿って、児童に基礎知識を教え、理解させた後、「ワークシート」を用いたグループワークを通じて、児童自ら考え、グループで意見を共有します。

○「進行表」はあくまでも一例であり、指導案を基本とする授業を充実させるための参考事例集ですので、授業時数等の実情に応じて、一部分のみを使用するなど、自由にご活用ください。

○薬物乱用防止教育をより充実させるため、「解説編」を設けておりますので、適宜ご活用ください。

薬物乱用防止の指導にあたって

（1）薬物乱用防止教育のねらい

薬物乱用の危険に直面している子どもは多くないが 、好奇心や過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係や社会環境の影響により、誰もが薬物の誘惑にさらされる可能性がある。そこで、次の点を意識して指導したい。

①薬物の危険性を分かりやすく伝える

②自分の長所を知り、自分を大切にする意識を高める

③困ったときは身近な大人に相談するよう伝える

④的確な判断力を養う

（2）薬物乱用防止教育において配慮が必要な情報

①薬物使用を正当化したり、容認したりするかのような情報

②乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報

③薬物乱用者や薬物依存患者の治療、更正、社会復帰のための情報

④「合法ドラッグ」あるいは「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである」などの誤解を与える可能性のある情報

⑤「薬物を使用するか否かは本人（子ども）自身が決めることである」など、薬物使用を自己決定や自己責任の問題であるかのように扱う情報

（3）薬物乱用防止教育の具体的な内容

① 薬物乱用ってなに？
② なぜ薬物乱用防止の授業があるの？
③ 薬物乱用は誰の身にも起こり得る
④ 薬物乱用によって身体・脳の機能がどうなってしまうのか
⑤ 薬物をやめたくてもやめられない依存症の恐ろしさ
⑥ 一度壊れてしまった脳の回復はとても難しい
⑦ 自分だけでなく家族や友人との関係を崩壊させる可能性がある
⑧ 薬物を勧めてくること自体に違和感を持ち、危険を察知する力を養う
⑨ 誘われた時の断り方（近づかない・はっきり断る・逃げる！）
⑩ 大切な自分を守るための3つのポイント
⑪ 相談窓口の紹介、助けを求める大切さ
⑫ 乱用される違法薬物（大麻、覚醒剤、危険ドラッグ）の種類

指導参考事例①

テーマ ： 気を付けよう!くすりの正しい使い方

1. 本時の目標

○小学校においては、学習指導要領に基づき喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育が行われているが、子どもたちを取り巻く薬物乱用の状況は急激に変化していることから、最新の情報を正しく理解し、健全な生活を送るための能力を身に付ける。
○薬物乱用という言葉、また、薬物乱用がどのような行為なのかを知る。
○違法薬物だけでなく、市販薬等の医薬品についても、用法・用量などのルールを守らない使用は薬物乱用にあたり、健康や健全な生活に悪影響を及ぼすことを知る。

2. ねらい

1）日常に起こりうる状況を想定させ、興味を持たせる。
違法薬物に比べ、より身近な医薬品だからこそ、誰もが使用する機会があるため、皆が知っておくべき内容である。

2）医薬品の使用について正しい知識を持つ。

①薬の決まりについて

・薬はどんなときに使うのか。 →病気の治療のため 用法を守って

・薬はどのように使用するのか。 →決められた用量を守って水または白湯で服用

・薬は誰からもらうのか。 → 家族 医者及び薬剤師 自分の薬を他人にあげない、他人の薬をもらわない!

②誤った使い方について考える。

・他人からもらった薬を使う。

・医薬品の用法・用量を守らずに使う。

・家族や専門家に相談せず、薬を使う。

薬には、どんな決まりがあるか子ども自ら考えさせる。

3）ルールを守らない医薬品の使用は薬物乱用にあたると知る。

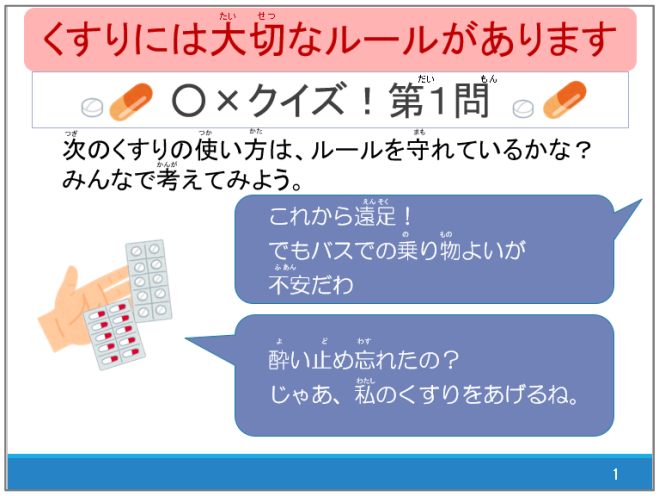
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」
第一条の六 国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。

①病気やけがの治療等以外の目的で医薬品を使用することも薬物乱用である。

②医薬品を正しく使うために知識と理解を深めるよう努めなければならない。

◆授業スライド（例）　　◆教員向け説明資料（例）

スライド１　おくすりクイズ①



●スライド説明用　★教員向け指導内容

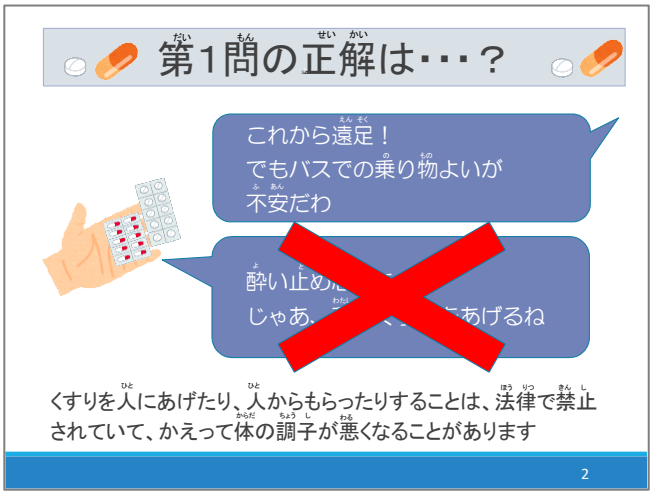
●薬はあげたり、もらったりしてはいけません。

★医薬品は、病院や薬局で受け取ったり、ドラッグストアなど薬を販売する許可を受けた店で購入するものです。それ以外の人が薬を売ったり、人にあげたりすることは、法律で禁止されています。

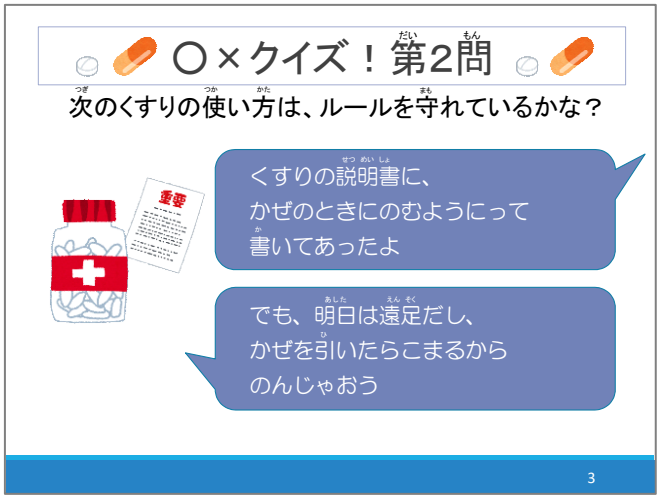
★子どもは、どのような反応を示し、どのような考えを持つのでしょうか。

〈予想される反応〉
- ・本当に酔い止めの薬かわからないから
- ・何錠のんでいいかわからないから
- ・病院でその人のために出された薬かもしれないから
- ・どうして、もらったらいけないの？
- ・アレルギーがあって、体に合わないかもしれないから

スライド2　おくすりクイズ①のこたえ

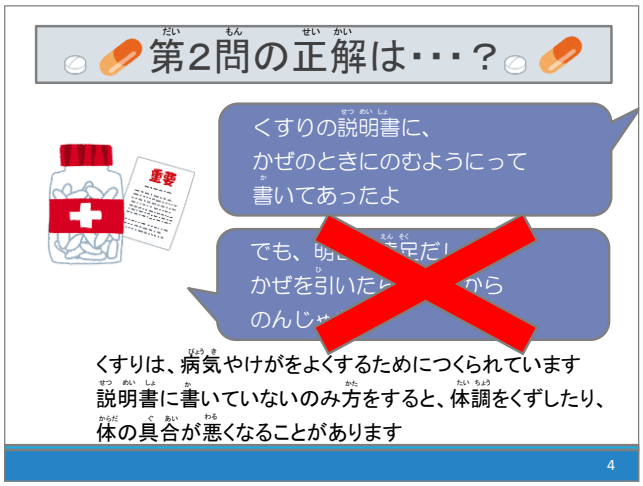


スライド3　おくすりクイズ②



●薬は、病気やけがなど体の調子が悪いときに使うために作られています。

スライド4おくすりクイズ②のこたえ



●元気なときに薬を飲むと、かえって体の調子が悪くなることがあります。

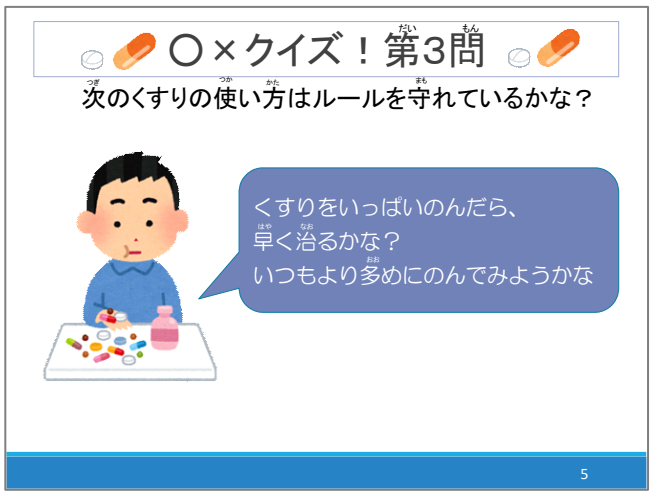
●保護者や専門家の指示、使用上の注意を守って適切に使用しましょう。

〈予想される反応〉

・元気な時は飲まないようにしよう

・薬を飲む前に説明書を読むことが大切なんだね　わからない時はおうちの人に聞いてみるよ

スライド5　おくすりクイズ③



●薬の過量服用は、一時的に命を危険にさらすだけでなく、大切な臓器が傷ついてその影響が長く残ったり、依存症になったりするなど様々な悪影響を与えます。

★子どもは体の組織が成長途中にあり、薬の影響を受けやすいため、このようなことを経験することのないようしっかり伝えてください。

〈予想される反応〉

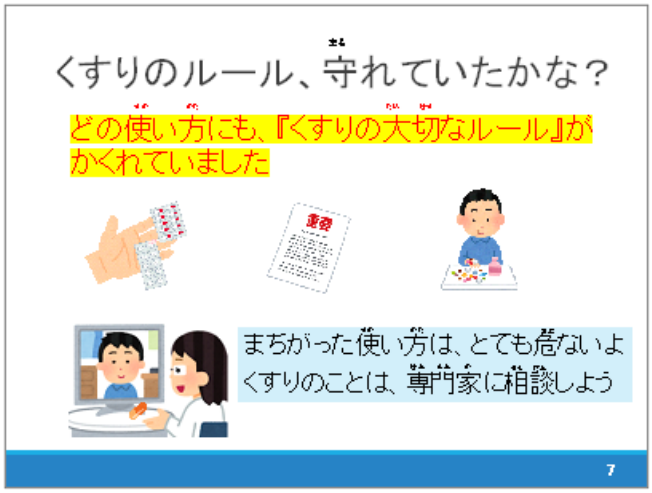
・一度にたくさん薬を飲むのはダメだと思う

・説明書に書いてある量を飲まないと、体に悪いんだね

スライド6　おくすりクイズ③のこたえ



スライド7　くすりのルール守っているかな？

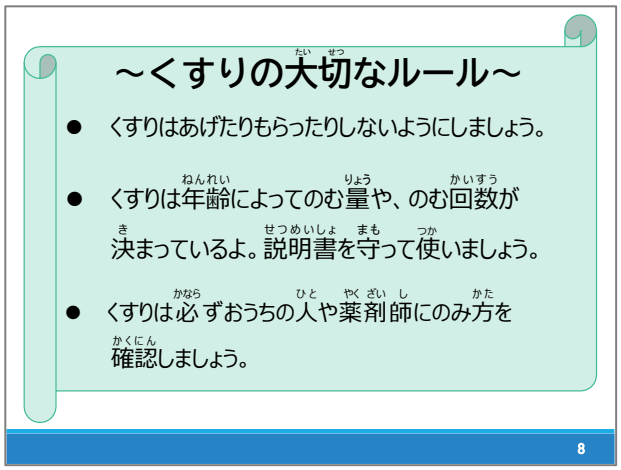


●3つのクイズは全て、まねしてはいけない例でした。

くすりのルールは守れていましたか。

★学習に興味や関心を持たせるとともに、学級全体で回答を共有することで、自分の認識の誤りに気付けるようにしましょう。

スライド8　くすりのルール



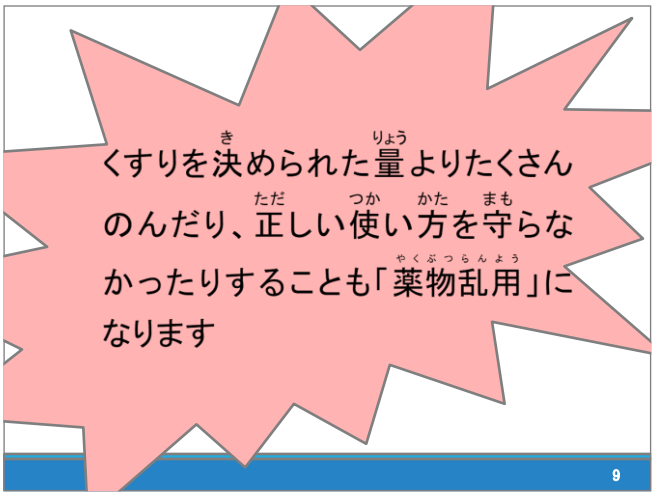
●もう一度、くすりの大切なルールを確認しましょう。

・薬はあげたりもらったりしないようにしましょう

・薬は決められた量を守って飲みましょう。また、風邪などで体の調子が悪いときだけ使いましょう。

・薬は自分だけの判断せず、必ずおうちの人や薬剤師に相談して使いましょう。

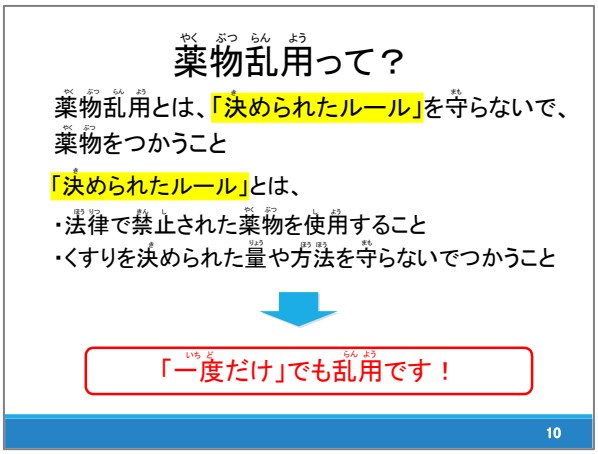
スライド9　薬物乱用は危険



●大麻や覚醒剤などの、法律で使うことが禁止されている薬物を使うことを「薬物乱用」といいます。

●また、薬を決められた量よりたくさん飲んだり、正しい使い方を守らなかったりすることも「薬物乱用」になります。

スライド１０　薬物乱用って？

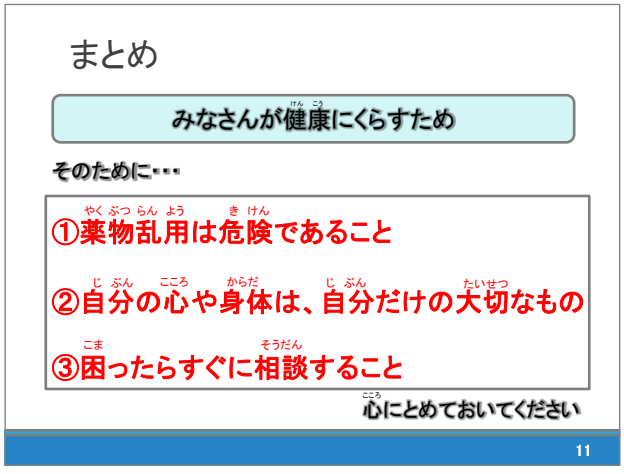


●「薬物乱用」は法律違反です。また、体にとって非常に危険なので、絶対にやめましょう。

●「薬物乱用」は、繰り返し行った場合だけでなく、一度だけでも「薬物乱用」です。

また、１回だけのつもりで使い始めても、止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことがあります。

スライド１１　まとめ



●病気やけがの治療に用いる薬も、ルールを守らず使用すれば、心身の健康に悪影響を及ぼす原因となります。

●「薬物乱用」は死に至る恐れもある大変危険な行為です。絶対にやめましょう。

★自分の心や身体を守ることの大切さに気付かせるとともに、困ったことがあったら周りの信頼できる大人に相談するよう伝えましょう。

3. 進行表　〈基本編　15 分〉

時間	活動	○：指導上の留意点
6 分	導入　くすりについてクイズを行う。 ・他人からもらったくすりを飲んだ ・かぜは引いていないけどくすりを飲んでおく ・病気を早く治すために一度にたくさんくすりを飲んだ	○本時の学習への意欲付けを図る。
4 分 （10 分）	意見を交流し、考えや知識を深めさせる。	○子どもの回答と先生の意見を学級全体で共有し、医薬品に関する認識に誤りがあることに気付けるようにする。
3 分 （13 分）	くすりの危険性について知る 「薬物乱用」という言葉を知る	○医薬品を用法・用量などのルールを守らずに使用することは非常に危険であることを理解させる。 ○法律で禁止されている薬物の使用や、病気やけがの治療等以外の目的での医薬品の使用が「薬物乱用」にあたるということを理解させる。
2 分 （15 分）	まとめ	○本時のまとめとして、目標を再度確認し、薬物乱用によって自分自身を守ろうという意識を育てる。 ○一人で抱え込まず、信頼できる大人に相談できることを理解させる。

指導参考事例②

テーマ ： 薬物乱用について考えよう

1．本時の目標

○私たちの周りにはニコチン、アルコールなどの様々な化学物質があること、また、心身の健康に大きな影響を与える危険な薬物があることを理解できるようにする。

○薬物乱用は、「依存症（やめたくてもやめられなくなる状態）」を引き起こすことを理解できるようにする。また、たばこやお酒についても同様の性質があることを理解できるようにする。

○薬物乱用が大人の証やかっこいいことではないこと、また、友だちとの間で薬物を勧めたり、勧められたりすることが本当の友情ではないことを理解し、誘われた際の対処法を学ぶ。

○自分の心や体を大切にし、自分の健康や行動に責任を持つことの大切さを理解できるようにする。

2．ねらい

1）薬物乱用すると、どうなるのかを理解する。

①心身への影響について

・特に、薬物は脳に深刻な影響を及ぼし、意識障害や幻覚、記憶力・学習能力低下など、生涯にわたって回復が困難な障害につながる場合があることに留意する。

・不安、薬物への渇望、性格の変化、感情の抑制不能などが生じる。

②依存

薬物乱用には、やめたくてもやめられなくなる性質（依存性）があることを理解する。

③社会的な影響について

家族や友人からの孤立、学力の低下、家庭内暴力、金銭問題、犯罪の誘発など、薬物乱用は身体的・精神的影響だけでなく、それまでの学校生活や家庭生活に深刻な影響を及ぼすなど、社会的損失も非常に大きいことを理解する。

2）実際に誘われた場合の「断り方」をひとつでも多く考え、課題を自分事と捉え、自分で考えるとともに、他者の意見を聞いて自分の考えを深める。

◆薬物乱用は、好奇心や興味本位、その場の雰囲気などによるたった 1 回のみの使用でも乱用にあたることを理解する。

①「仲間外れにされる」「仲の良い友だちだから断りづらい」と思うかもしれないが、心身に悪影響を及ぼすものを勧めることは、本当の友情ではないことを理解する。

②「はっきり、きっぱり」断ることで、相手が諦めやすくなる。

③言葉で断れない場合は、少しでも早くその場から立ち去ることが重要。

④8ページで学習した「くすりの大切なルール」に当てはめて考えることで、相手の話が正しくないことに気付くことができるようにする。

⑤誘われて困った際は、一人で悩まず、信頼できる大人や相談窓口に相談できることを知る。

⑥薬物から自分を守るために、自分自身を大切に思う心を育てる。

◆薬物を乱用することは「個人の自由」と考えていないだろうか。

薬物乱用は、自分の心と身体に大きなダメージを与えるだけでなく、家族や友人など周りの大切な人たちを悲しませる。

社会全体の安全を脅やかす違法薬物の使用は、「個人の自由」と認められるものではない。

◆授業スライド（例）　◆教員向け説明資料（例）

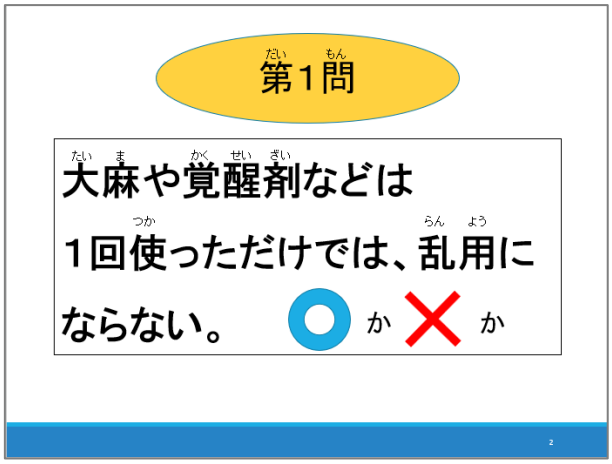
スライド1　**薬物乱用防止クイズにトライ!**



●スライド説明用　★教員向け指導内容

★薬物乱用に関する児童の理解度や意識を確認するためのスライド。
授業の導入、DVD 視聴後、授業のまとめなどに活用し、学習前後の理解の変化や学習内容の定着状況を把握することが可能。

スライド2　**1回でも乱用？**



●薬物乱用とは、大麻、覚醒剤などの違法な薬物を使用すること。また、医薬品等も、決められた方法や量を守らずに使用することは薬物乱用にあたる。（テーマ①より）

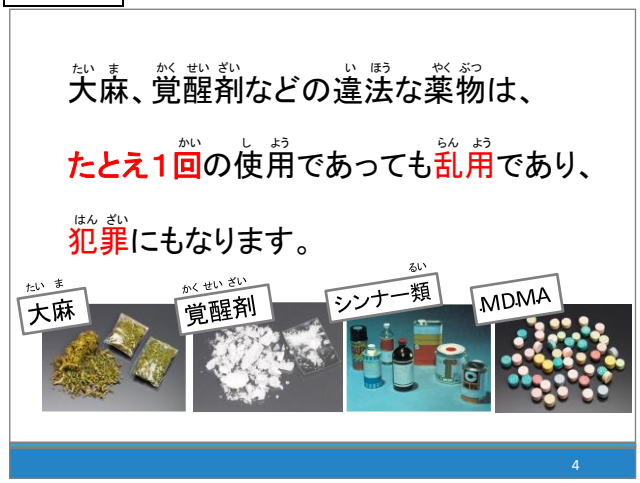
スライド3　**何回も使用することが乱用ではない**



●大麻、覚醒剤などの違法薬物は、たった一度の使用でも薬物乱用である。

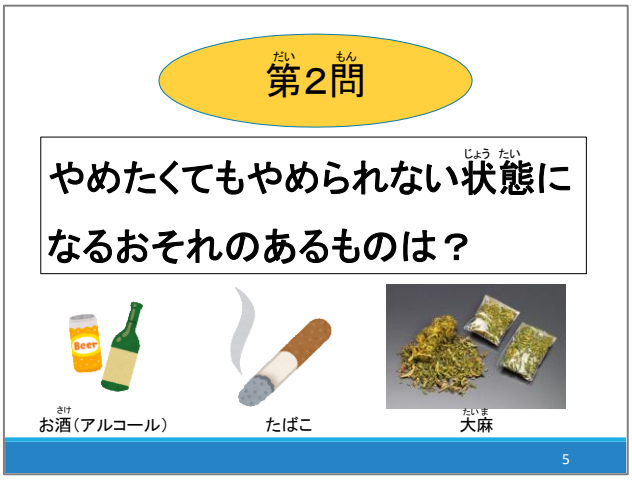
★覚醒剤などは、小学生にとって身近なものではないが、その危険性や誘惑の手口を理解させ、絶対に使用してはならないことを繰り返し指導する必要がある。

スライド4　違法薬物の使用は一回でも犯罪



★「違法薬物は、使用することはもちろん、所持することも、あげたりもらったりすることも禁止されている」ことを誤解のないよう明確に伝えること。

スライド5　止めたくても止められなくなる物どれだ？

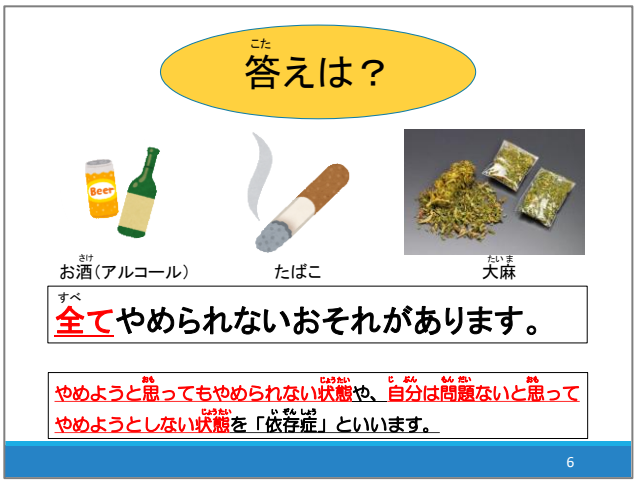


●依存症のきっかけとなる物質は多く、代表的なものは、20 歳未満の摂取が禁止されているたばこ（ニコチン）やお酒（アルコール）がある。

★子どもは、どのような反応を示し、どのような考えを持つのでしょうか。

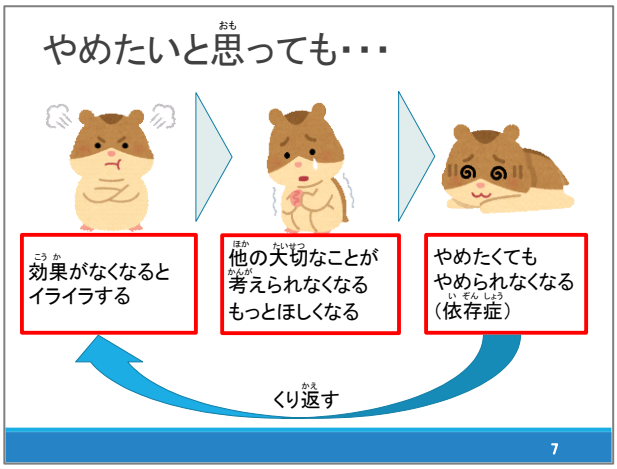
〈予想される反応〉
・大麻だけかと思った。
・他にもあるの知ってる
・たばこやお酒って止められなくなるの？

スライド6　依存症の可能性はどんなものにもある



●子どもにとって、たばこやお酒は、違法薬物よりはるかに身近な存在である。20 歳未満での使用は心身の健全な発達に悪影響を及ぼすため「20 歳になるまで使用しないこと」を主眼に置き、発達段階に応じて依存症（やめたくてもやめられない、自分は問題ないと思ってやめようとしない状態）について理解させること。

スライド7　やめたいのに、やめられない



●薬物乱用の特に恐ろしい点は、その強い依存性にある。

★やめたくてもやめられない、自分は問題ないと思ってやめようとしない状態（依存症）は、自分の力では抜けだすことが困難であり、適切な判断もできなくなることなどを中心に、「一度だけなら大丈夫」という考えが誤りであることを理解させる。

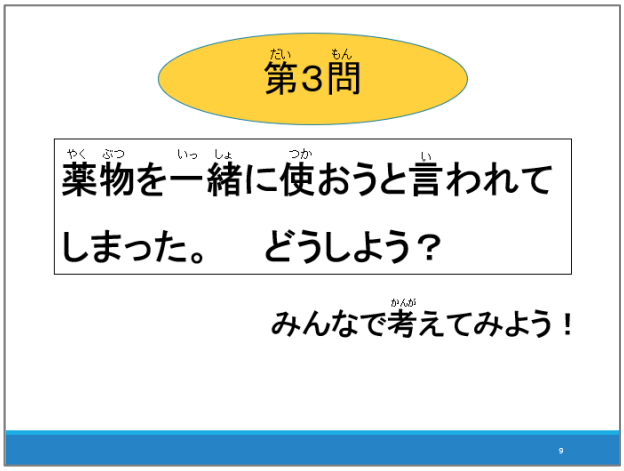
スライド8　成長期には悪影響が大きい



●たばこに含まれるニコチンやアルコールは、成長期の心や体に悪影響を与える。また、大人よりも早く依存してしまうおそれがある。

★禁止されているにもかかわらず、たばこやお酒を経験すると規範意識が薄れ、薬物に対するハードルが下がることについて触れる。

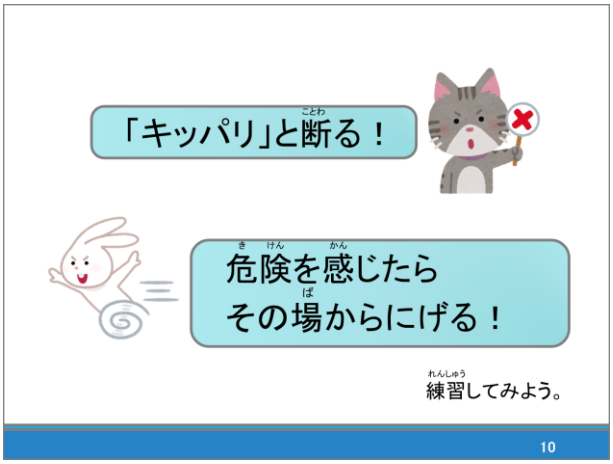
スライド9薬物使用を誘われたら・・・



※このタイミングで断り方のロールプレイを実施するなど。

〈予想される反応〉
・断る自信がある
・断る自信がない
・自分には関係ない事だ

スライド１０　断り方、逃げ方　練習しましょう。

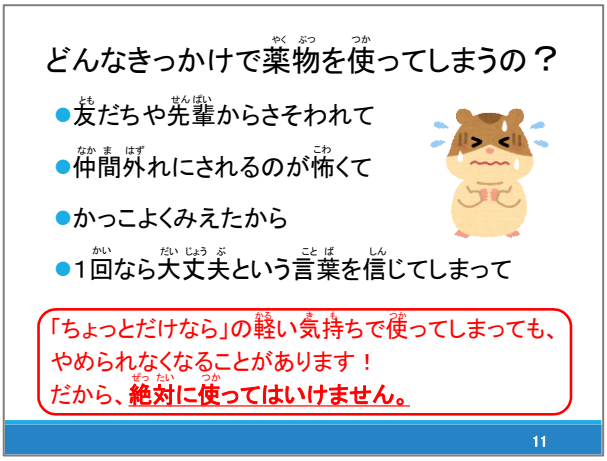


★友だちや先輩、知らない人から薬物の乱用を誘われた際の対処法を理解させること。

●薬物に誘う人は、「気分がスカッとするよ」「みんなもやってるよ」などと甘い言葉で近づいてくるが、「私には必要ない」と、きっぱりと断ること。

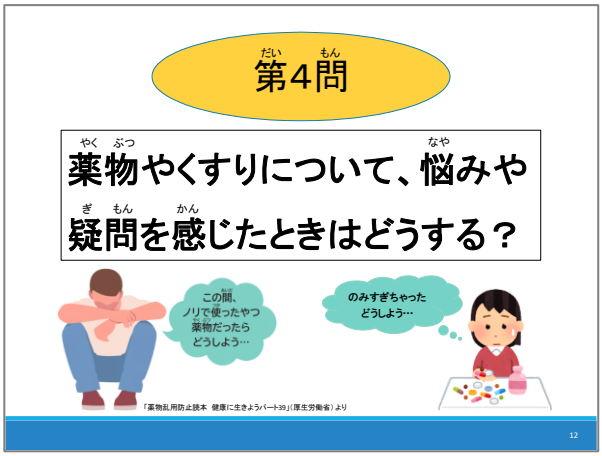
●危険な場所に近づかないこと。危険を感じたら、その場から離れ、人のいる明るい方向に走って逃げること。

スライド １１　薬物を始めてしまうきっかけは？



★薬物を使用してしまう理由は様々であり、友だちや先輩に誘われた、仲間外れにされることを恐れた、好奇心を抑えきれなかった等、ふとしたことがきっかけとなる。決して他人事ではなく誰の身にも起こり得る問題であることを理解させるとともに、薬物の危険性を踏まえ、薬物は自分には必要ないと判断し、誘いを断る力を身に付けられるよう意識づけること。

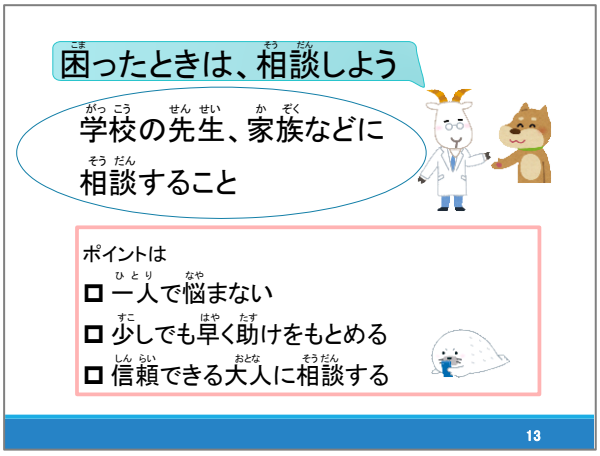
スライド 12 薬物などで悩みがあるときは？



●薬物や市販薬に誘われたときや、不安なこと、分からないことがある場合はどうすればよいかを考える。

★薬物の問題は、本人が依存や乱用の状態を十分に自覚していない場合も少なくない。そのため、友人や家族など身近な人からの「やめた方がよい」「相談してみよう」という働きかけが、相談や支援につながる重要なきっかけとなることがある。問題を隠したり容認したりするイネイブリング（問題行動を支えてしまう関わり）にならないよう留意し、困ったときには周囲の人や専門機関に相談し、必要な支援につながることの大切さを理解させること。

スライド 13 大事なことなので相談しましょう。



★一人で抱え込まず、学校の先生や家族等の周りの信頼できる大人に相談するよう指導する。

★もし、周りの大人に相談しにくい場合に備え、匿名で相談できる相談窓口があることも触れること。（データ編 P24「薬物乱用防止に関する相談窓口」参照）

◎断り方を示すロールプレイの例及びワークシート

こんな誘われ方をしたら、どうやって断る？　後に続く言葉を考え、書き出してみましょう。

1）このところ成績が下がり気味で、先日のテストの点数もよくなかった。

勉強のことで親とけんかをして夜に家を飛び出した。イライラしながら公園にいると、学校の上級生ふたりから声をかけられた。

「どうしたん。元気ないやん。めっちゃ元気が出るサプリあるからあげるわ。」

「俺らもパワー不足のときは絶対これ飲むねん。一回飲んでみいや。」

私の考え

グループの考え

2）友だちの家でゲームをしていると、友だちのお兄ちゃんの友だち3人が遊びに来た。

初対面であったが、話が面白く、すぐに仲良くなった。しばらくすると3人のうちひとりがたばこのようなものを出して吸い始めた。他の2人と友だちも一緒になって吸い出し、友だちから「一緒に吸おう。スカッとするで。」と勧められた。

私の考え

グループの考え

3. 進行表　〈展開編　30 分〉

時間	活動	○：指導上の留意点
13 分	導入　薬物乱用についてクイズを行う。 ・違法薬物の使用はたった一度でも犯罪になる。 ・依存症は、やめたくてもやめられない状態 ・薬物使用を誘われた際の対応	○本時の学習への意欲付けを図る。
10 分 （23 分）	ロールプレイ	○教職員同士が誘い役と断り役に分かれて見せるケースと、子どもに断り役を務めてもらうケースを想定。 ○ロールプレイ前後で子どもの考えに変化があるか感想を聞く。
5 分 （28 分）	グループワーク等で意見を交流し、考えや知識を深めさせる。	○スライドおよびロールプレイを経て、「やってはいけないことは何か」、「危険な状況ではどうするか」グループ内で意見交換して、共通のルールとして認識し、記憶への定着を図る。
2 分 （30 分）	まとめ	○本時のまとめとして、目標を再度確認し、危険な薬物乱用から自分自身を守ろうとする意識を育む。

指導参考事例③

テーマ ： 危険な薬物について知ろう

1. 本時の目標

○心身の健康に大きな影響を与える危険な薬物があることを理解できるようにする。

○違法薬物にどのようなものがあるかを知るとともに、インターネット上では隠語や絵文字などを用いてやり取りされる場合があることを知る。

○若者による乱用が問題となっている違法薬物の一つである大麻について知る。

○覚醒剤をはじめとする違法薬物の乱用は法律で規制されており、自分の行動には社会的責任が伴うことを理解できるようにする。

2. ねらい

1）危険な薬物とは

「覚醒剤」「麻薬」「大麻」「危険ドラッグ」「シンナー等有機溶剤」等は、いずれも依存性のある危険な薬物であることを知る。また、「向精神薬」や「咳止め」「かぜ薬」などの医薬品についても治療目的から外れたり、決まりを守らず使用したりすると、薬物乱用にあたることを理解する。

また、インターネットや SNS 等においては、隠語（別名、俗称）や絵文字などを用いて取引きされることがある（例「アイス、エス（覚醒剤）」、「チョコ、ヤサイ、クサ（大麻）」など）。危険なサイトではないか、怪しい相手ではないかと警戒し、近づかないことが自身を守ることにつながると理解させる。

2）大麻を使い続けると

大麻は、「体に悪くない」「依存症にならない」などの誤った情報が広がっており、大麻の危険性・有害性が正しく認識されていない恐れがある。しかし、大麻の乱用は脳に深刻な影響を及ぼし、精神障害や記憶力の低下などを引き起こし、生涯にわたって回復が困難な障害につながる場合がある。指導の際には、薬物使用者や家族の経験談（手紙など）を活用し、後悔の念や薬物乱用後に苦労する様子を紹介するなど工夫してもよい。

【参考】大麻乱用者による告白｜厚生労働省ホームページ参照

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/taima01/chishiki03.html)

◆懲役刑と拘禁刑

令和7年6月から、懲役刑と禁錮刑が「拘禁刑」に一本化された。拘禁刑では、受刑者の改善更生を図るため、受刑者の特性に応じて作業や指導を組み合わせた処遇が行われる。従来の懲役刑のように刑務作業を一律に義務付ける仕組みではなくなり、個々の状況に応じた柔軟な処遇が可能となった。

◆触法少年とは

14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年（少年法第 3 条第 1 項第二号）であり、触法少年の行為は犯罪とはならず、児童相談所等へ送致される。児童相談所が必要であると判断した場合は、家庭裁判所へ送致され、少年審判を受ける。少年審判では、行為の内容や少年の状況、家庭環境等を踏まえ、保護観察や施設送致などの保護処分、児童福祉機関による指導・支援につなげるための決定、不処分等の決定がなされる。

◆授業スライド（例）　◆教員向け説明資料（例）

スライド1　乱用される薬物の種類および薬物の別名（隠語）について



●スライド説明用　★教員向け指導内容

★代表的な乱用される薬物を紹介する。掲載写真以外の形状も存在することに注意する。

★インターネット上では、隠語や絵文字で表記されることがほとんどである。危険なサイトやあやしい情報を見極め、正しい知識を持って薬物に近づかないようにすることが重要。

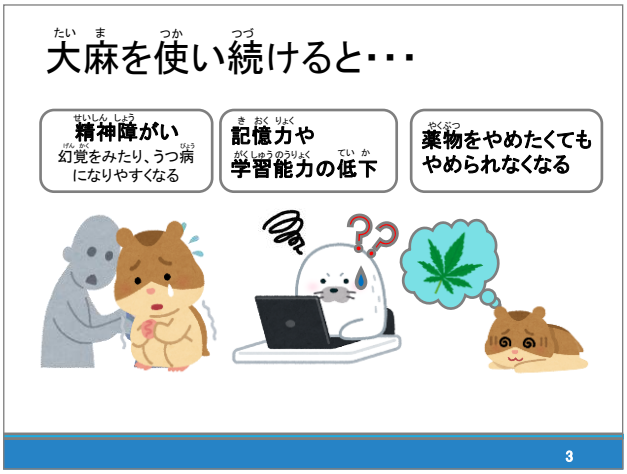
スライド2　大麻に注意!!



●大麻の葉を乾燥させたもの、樹脂を固めたもの、成分を凝縮させたワックス、大麻がはいったお菓子等色々な形で流通している。

★令和 6 年 12 月から、食品や化粧品などに利用される CBD（カンナビジオール）製品中の THC に残留基準が設けられた。基準値を超える THC を含む製品も確認されているため、注意が必要である。

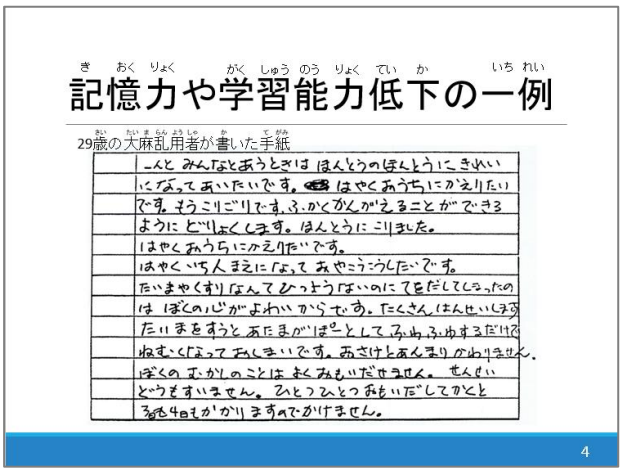
スライド3　大麻を使い続けると・・・



●さらに乱用を続けていると、統合失調症やうつ病を発症しやすくなったり、物事を頭の中で処理する能力が下がったり、大麻をやめたくてもやめられなくなったりする。

●このように、大麻は決して安全ではない。

スライド4

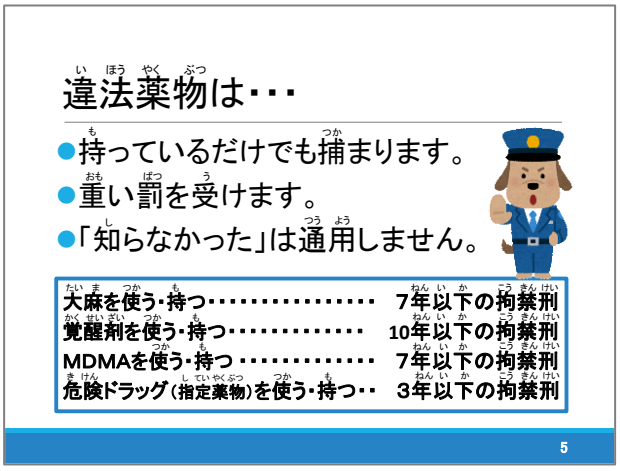


●これは29歳の大麻乱用者が書いた手紙。漢字がほとんど入っていない。

●特に成長期である未成年者の乱用は、心身および脳の発達に大きな影響を与える。

★インターネット等では、「依存症にならない」「身体に悪影響がない」などの誤った情報が見られる。また、「大麻の影響である根拠がない」と主張する情報もあるが、大麻による健康への悪影響は多くの研究によって示されている。誤情報に惑わされず、科学的根拠に基づく正しい知識を持って判断すること。

スライド5



●持っているだけでも罰せられ、拘禁刑などの厳しい罰則がある。

●「逮捕されると知らなかった」、「売人にだまされた」などの言い訳は通用しない。

●令和6年12月より大麻は麻薬として規制されることとなり、大麻の所持に対する罰則が強化されるとともに、これまで処罰の対象ではなかった「使用」も処罰の対象となった。また、令和7年6月からは、懲役刑が拘禁刑に変更された。

◆ワークシート例

薬物乱用について考えよう

【Q1】法律で使用が禁止されている薬物の名前を書いてみましょう。

【Q2】違法薬物は「持っている」だけでも法律で罰せられることを知っていますか。

(　)知っている　　(　)知らなかった

【Q3】どこでその違法薬物について知りましたか。(複数回答可)

(　)テレビ　(　)インター-ネット　(　)SNS　(　)本・雑誌・マンガ　(　)学校

(　)広告・ポスター　(　)家族　(　)友達　(　)その他

【Q4】市販されている薬や、医師・薬剤師からもらった薬でも、誤った使い方をすると体に悪い影響を与えるなど、たいへん危険なものであることを知っていますか。

(　)はい　(　)いいえ　(　)わからない

【Q5】違法薬物を使用することについてどう思いますか。

(　)絶対に使うべきではない　(　)1・2回なら使ってみてもいい

(　)個人の自由だと思うので使ってもよい　(　)分からない

【Q6】もし、違法薬物の使用を友達からすすめられたら、断る自信がありますか。

(　)絶対に断ることができる　(　)たぶん断ることができる

(　)その場になってみないとわからない　(　)自信が持てない

3.進行表　〈発展編　15 分〉

時間	活動	○:指導上の留意点
7 分	自分を守ることを目的として、違法薬物についての知識を得る。	○薬物乱用の基礎的な知識に加え、違法薬物にどのようなものがあるか理解させる。特に、乱用の低年齢化が問題となっている大麻については、その危険性や有害性を十分理解させ、絶対に近づかないよう指導する。
6 分 （13 分）	グループワーク 「薬物乱用」について学んだことをグループで話し合い、（適宜ワークシートを使用することも有効）	○グループで意見を交換し、自分の考えを広げさせる。 ○やってはいけないこと、するべきことを自分なりに整理して再確認する。 ○他人の意見を聞き、自分の考え方との違いに気付き、考えを深める。 ○全体で「薬物乱用は絶対にしてはいけない」という共通の認識を形成する。
2 分 （15 分）	まとめ	○本時のまとめとして、目標を再度確認し、危険な薬物乱用から自分自身を守ろうとする意識を育む。

本事例集は、大阪府に設置されている「大阪府薬物乱用防止対策関係機関連絡会議」の方々にご協力をいただき、大阪府教育庁教育振興室保健体育課が編集し、作成したものである。

<協力者>

川合 広祐　大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導G／主任指導主事

今井 祐作　大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導G／総括主査

南　 智文　大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導G／指導主事

中川 ひろみ 大阪府教育庁私学課／参事

<事務局>

松本 諭史　大阪府教育庁教育振興室保健体育課保健・給食 G／首席指導主事

西　 美絵　大阪府教育庁教育振興室保健体育課保健・給食 G／主任指導主事

山内 祥子　大阪府教育庁教育振興室保健体育課保健・給食 G／総括主査

<協力機関>

大阪府警察本部生活安全部少年課

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

大阪市教育員会事務局

堺市教育委員会事務局

なお、本事例集の作成にあたり、

鈴木 貴晃　文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課／健康教育調査官

多田 和彦　大阪府小中学校体育研究会会長（藤井寺市立藤井寺東小学校校長）

から多大なご指導とご助言をいただきました。

【問合せ先】
大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課
保健・給食グループ
〒540-8571 大阪市中央区大手前3−2−12
TEL 06−6944−9365
FAX 06−4397−4124